

# 第18期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月24日（水曜日）午後1時30分  
受付開始：午後0時30分

## 開催場所

長野県松本市本庄一丁目2番1号  
ホテルブエナビスタ 3階「グランデ」

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

### 株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

証券コード 297A  
(発送日) 2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株主各位

長野県松本市井川城二丁目1番1号  
**アルピコホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 佐藤 裕一

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、法令及び当社定款第16条の規定に基づき「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、書面には記載しておりません。

当社ウェブサイト  
<https://holdings.alpico.co.jp/ir>



株主総会資料 掲載ウェブサイト  
<https://d.sokai.jp/297A/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

- 1 日 時 2026年6月24日（水曜日）午後1時30分（受付開始：午後0時30分）
- 2 場 所 長野県松本市本庄一丁目2番1号 ホテルブエナビスタ 3階「グランデ」  
（末尾の「第18期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 **報告事項** 第18期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役7名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件  
**第5号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件  
**第6号議案** 退任役員に対する退職慰労金の贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 4 議決権行使についてのご案内
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
  - ・インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権を行使し、当日ご出席いただいた場合は、事前の議決権行使の効力を破棄し、当日ご出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
  - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会は省エネ・節電への取り組みとして、軽装（クールビズ）にて開催させていただきます。
- 本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち当該書面から法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
 したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 株主様ではないご同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方はご入場いただけません。ただし、お体の不自由な株主様の介助者、盲導犬及び介助犬等をご入場いただけます（株主様ではない介助者の方による議決権の行使や発言はできません）。
- 車椅子にてご来場の株主様には、会場スタッフが会場内の専用スペースへご案内いたします。
- 本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

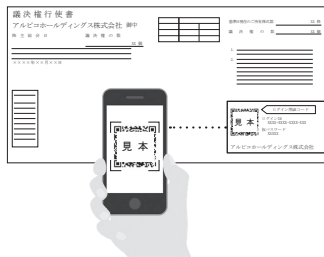


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



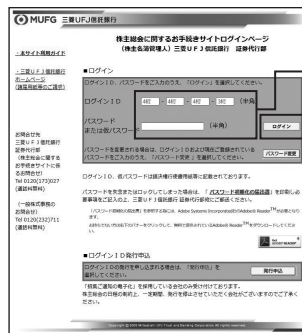
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、個人消費や設備投資が底堅く推移している他、輸出については“トランプ関税”の影響を受けつつも概ね横ばい圏で推移しております。宿泊・飲食等のサービス消費につきましては、個人消費の底堅さに加え、インバウンド需要の寄与もあり、増加基調が継続しております。また、物価は、ガソリン減税や電気・ガス代補助金の継続が押し下げ要因として寄与している一方で、原油価格の上振れリスクが期末に顕在化しております。今後の日本経済については、物価動向や金利、為替の変動に加え、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇や国際情勢の不確実性がリスク要因となっており、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境下、当社グループは『中期経営計画 2024-2026』において、①成長戦略、②構造改革、③サステナビリティ経営に取り組んでおり、その骨子は以下のとおりです。

- ①「既存事業の成長」に加え、「M&Aの推進」「事業エリアの深耕・拡大」「新規事業の創出」に取り組み、成長の加速、収益の拡大や事業規模・領域の拡大を図ります。
- ②「組織再編・事業集約」「不採算・低収益・重複事業のてこ入れ」「DX、ICT技術活用による省力化、効率化」に取り組み、経営効率と地域社会の持続的な発展とのバランスを重視した改革を実施します。
- ③「人的資本経営の実施」「環境経営の展開」「地域活性化への貢献」に取り組みます。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結営業収益107,422,042千円（前連結会計年度比3.5%増）、連結営業利益3,914,047千円（前連結会計年度比14.7%増）、連結経常利益3,558,208千円（前連結会計年度比16.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は税金費用の増加等により1,998,978千円（前連結会計年度比12.8%減）となりました。

セグメントごとの状況は、次のとおりであります。

#### ①流通事業

流通事業は、長野県内で食品スーパー「デリシア」52店舗（「デリシアミールズ」4店舗を含む）と業務商品主体の「業務スーパー及びユーパレット」9店舗を運営しており、合計で61店舗を展開しております。うち「デリシア」については、10月に「デリシア川中島店」（長野市川中島町）を新規オープンし店舗数増となっております。これらに加え、マルチチャネル戦略として、移動スーパー「とくし丸」40台やネットスーパー19拠点、セルフ型無人決済店舗を1店舗展開しており、顧客基盤とマーケット及びチャネルの拡大を推進しております。

また、総菜商品の品揃えを強化した新フォーマットの「デリシアミールズ」を既存店舗の業態変更（3店舗）や新規出店（1店舗）により、2023年度以降4店舗展開しております。当連結会計年度は、商品価格の見直しによる単価の上昇等が寄与した他、10月にオープンした新店舗も一定の効果を上げ、前連結会計年度比で増収となりました。競合対抗上、仕入原価の上昇を全て価格転嫁することは困難なため、売上総利益を圧迫しましたが、人件費等のコスト増はカバーできました。

この結果、営業収益78,737,659千円（前連結会計年度比2.6%増）、営業利益1,730,616千円（前連結会計年度比6.8%増）となりました。

## ②運輸事業

運輸事業は、観光客の利用比率が高く、業績は天候等に左右されやすい特性があります。当連結会計年度は比較的天候に恵まれ、業績は堅調に推移いたしました。

バス事業は、グリーンシーズン（4月～11月）の上高地やスノーシーズンの白馬、また、戸隠等の長野県内観光地への輸送を担う観光系路線を中心に、国内外からの需要取り込みや一部路線での運賃改定（2025年4月）により、前連結会計年度比で増収となりました。

タクシー事業は、上高地及び白馬での観光利用の取り込みや乗合部門の堅調推移に加え、10月に開業した軽井沢営業所も一定の効果を上げ、前連結会計年度比で増収となりました。

鉄道事業は、国内外観光客等の利用に加え、イベント・物品販売収入も好調で前連結会計年度比で増収となりました。

この結果、営業収益14,219,379千円(前連結会計年度比6.9%増)、営業利益2,087,319千円(前連結会計年度比31.2%増)となりました。

## ③観光事業

ホテル・旅館事業は、松本市内5施設、諏訪市内1施設の全6施設において宿泊を中心に、国内外の旺盛な観光需要を着実に取り込み、前連結会計年度比で増収となりました。

サービスエリア事業は、国内外の立ち寄り客増加や価格改定等による客単価上昇が寄与し、前連結会計年度比で増収となりました。

旅行事業は、出張・団体旅行等の法人需要及びツアー募集が堅調に推移し、イベント輸送へのアプローチも強化し、前連結会計年度比で増収となりました。

この結果、営業収益12,711,572千円(前連結会計年度比5.4%増)、営業利益627,597千円(前連結会計年度比25.6%増)となりました。

## ④不動産事業

別荘地管理事業等が堅調でしたが、原価や経費の増加のカバーには至りませんでした。

この結果、営業収益1,428,141千円(前連結会計年度比2.2%増)、営業利益124,927千円(前連結会計年度比22.1%減)となりました。

## ⑤その他のサービス事業

保険事業は、前連結会計年度比で増収となりましたが、人件費やその他経費の増加が利益を下押ししました。

この結果、営業収益625,606千円(前連結会計年度比1.1%増)、営業利益45,988千円(前連結会計年度比34.2%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は5,394,788千円であり、主要なものは以下のとおりであります。

①流通事業	スーパーマーケット店舗 新規出店及び改装等	2,730,972千円
②運輸事業	高速バス車両・鉄道設備等	1,506,957千円
③観光事業	ホテル・旅館設備改修等	985,790千円
④不動産事業	蓼科別荘地 上水道設備敷設等	123,317千円
⑤その他のサービス事業	事務所内装工事等	584千円
⑥全社	システム、社用車更新等	47,166千円

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金8,000,000千円の調達を実施しました。

### (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

### (5) 対処すべき課題

当社グループは、長期経営方針として「ALPICO VISION 2035」を掲げ、ビジョンの実現に向けた具体的経営計画を『中期経営計画 2024-2026』として策定しております。

長期ビジョンでは、2035年のありたい姿を「『楽しさ・ときめき』を創出し、付加価値を高めることで、持続的な地域の発展に貢献している企業グループ」としております。

『中期経営計画 2024-2026』では以下の4つの事業戦略を実施してまいります。

- ①「M&Aの推進」「事業エリアの深耕・拡大」「新規事業の創出」による成長の加速
- ②柔軟で適応力のある組織を築(つ)くため各種取り組みの展開
- ③持続的な価値創造の最重要基盤である人材への投資を強化
- ④地域に根差す企業グループとして、持続可能な社会実現に貢献

以上の事業戦略に基づき、経営環境や対処すべき課題に対して事業ごとに以下の具体的取り組みを行ってまいります。

#### ①流通事業

スーパーマーケット事業を取り巻く環境は、長引く物価高騰とそれに伴う原材料価格の上昇を転嫁する形で販売単価の上昇が続いております。一方、消費者の可処分所得は横ばい、または微減で推移しており、さらに、国内人口が減少する中でスーパーマーケット全体の出店数は増加傾向にあり、競合が激化し今後の経営環境は一層厳しさを増すことが想定されます。

これらの課題に対処するため、流通事業では、細分化が進む顧客ニーズに応えるべく、品揃えや価格設定の改善に加え、各店舗の事業領域に合わせたサービスの最適化に取り組んでまいります。さらに、AIを活用した需要予測型発注の導入や、「QCサークル活動」を通じた生産性・品質の向上を推進いたします。あわせて、コンプライアンスの徹底、労働環境のさらなる整備、環境保護への取り組みなど、企業としての社会的責任を果たす活動を強化してまいります。

#### ②運輸事業

運輸事業を取り巻く環境は、旺盛な旅行需要に伴って、長野県内の主要観光地を中心に旅客輸送人員が伸びております。円安の影響でインバウンドも過去最高水準に達し、来訪観光客が輸送需要に占める割合は大きくなっております。一方で、燃料費や原材料費の高騰、賃金上昇などに加え、中東情勢の悪化に伴う原油供給不安もあり、経営環境は一段と厳しくなっております。また、バス乗務員をはじめとする労働力が十分に確保できない状況が続いており、労働力不足がボトルネックとなって事業の成長に影響を及ぼすリスクが顕在化しております。

これらの課題に対処すべく、バス事業においては、上高地エリアや白馬エリアなどインバウンドを中心とした旅客増加が見込まれる路線については、輸送力の強化と高付加価値化を推進し、協力会社を含めた安定的な輸送体制を構築してまいります。一方で、乗務員不足や季節的な需要変動に対応するため、不採算路線の合理化を検討するとともに、地域交通網再構築の観点から公設民営路線の受託や、補助金等の公的支援による路線維持について行政機関と協議を進めてまいります。

また、タクシー事業においては、需要のある場所と時間帯に最大稼働する勤務シフトへの移行やエリア間での相互応援勤務を進めるとともに、配車アプリの利用促進を行い、インバウンド需要の取り込み強化のみならず、利用者の利便性向上と乗務員の労働生産性の向上に努めてまいります。

### ③観光事業

観光事業は、長野県内で、ホテル・旅館事業、サービスエリア事業、旅行事業、レジャー場事業等を行っております。

観光事業を取り巻く環境は、旺盛な国内旅行需要に加えインバウンドの堅調な推移に支えられてきましたが、中東情勢の緊迫化等により、国内外を問わず旅行需要全体の冷え込みや施設運営面ではエネルギー関連コストの増加に加え、食材・備品・消耗品等の仕入価格の上昇も懸念されております。

これらの課題に対処すべく、ホテル・旅館事業においては、インバウンドに過度に依存しない集客構造の構築を進めてまいります。また、「人的資本経営」を基本に置き、海外人材の採用や従業員の待遇改善・エンゲージメント向上施策に積極的に取り組んでまいります。

### ④不動産事業

不動産事業は、長野県内で、不動産賃貸事業、別荘地管理事業等を行っております。

別荘地管理事業を取り巻く環境は、リモートワークや二地域居住の普及等を背景に堅調に推移してまいりました。一方、別荘オーナーの高齢化や別荘地インフラの高経年化に加え、建築コスト・工事材料費の上昇など、事業運営におけるリスクと課題が依然として大きい状況にあります。

これらの課題に対処すべく、維持更新投資の計画的実行を進めてまいります。また、新たな顧客ニーズへの対応として、既存オーナー所有物件の取得・リフォームによる長期賃貸化や、賃貸後の別荘売却の強化に取り組んでまいります。

### ⑤その他のサービス事業

保険事業においては、営業管理態勢の強化のため営業部門の分業化と専門化を図り、お客様に今まで以上の「安全・安心」な商品・サービスを提供してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況

科 目	単位	第15期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第16期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第17期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第18期 (当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
営業収益	千円	92,637,628	99,620,488	103,836,216	107,422,042
経常利益	千円	527,571	2,123,097	3,060,406	3,558,208
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円	72,528	904,465	2,292,471	1,998,978
1株当たり当期純利益	円	0.25	14.12	35.43	27.40
総資産	千円	54,307,459	57,570,962	58,346,903	60,182,153
純資産	千円	9,789,909	10,533,525	14,518,193	15,628,368

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社 デリシア	50,000	100.00	小売事業
アルピコ交通株式会社	50,000	100.00	バス事業、鉄道事業、不動産事業
アルピコホテルズ株式会社	50,000	100.00	ホテル・旅館事業

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、流通事業、運輸事業、観光事業、不動産事業、その他のサービス事業を行っており、当社は純粋持株会社として子会社の事業活動の支配・管理を行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
流通事業	小売事業
運輸事業	バス事業、タクシー事業、鉄道事業
観光事業	ホテル・旅館事業、サービスエリア事業、旅行事業、レジャー場事業
不動産事業	不動産賃貸・売買事業、別荘地管理事業
その他のサービス事業	保険事業

(9) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

本社 (長野県松本市井川城二丁目1番1号)

②主要な子会社等の事業所

・株式会社 デリシア

本社 (長野県松本市大字今井7155番地28)

・アルピコ交通株式会社

本社 (長野県松本市井川城二丁目1番1号)

・アルピコホテルズ株式会社

本社 (長野県松本市本庄一丁目2番1号)

(10) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
流通事業	508名	4名減
運輸事業	1,012名	28名増
観光事業	363名	5名増
不動産事業	25名	増減なし
その他のサービス事業	36名	3名増
全社(共通)	45名	4名増
合計	1,989名	36名増

(注)1. 使用人数は就業員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。上記使用人数のほかに、長期臨時社員及びパート社員を2,412名雇用しております。

2. 「全社(共通)」として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45(6)名	4名増(増減なし)	47.1歳	11.0年

(注)1. 使用人数は就業員数であり、長期臨時社員は( )内に外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、出向元からの通算であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社八十二長野銀行	9,770,639
株式会社みずほ銀行	4,425,929
株式会社三井住友銀行	2,326,778

(注)上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(公正取引委員会からの警告について)

当社の連結子会社である株式会社デリシアは、独占禁止法第19条(同法第2条第9項第5号ロ(優越的地位の濫用))の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、2026年2月26日付で公正取引委員会より警告を受けました。株式会社デリシアにおいては、同日付で公表いたしましたとおり、再発防止策として「全体の仕組み及び体制の刷新」と「定期的な研修実施」等を講じております。

また、当社グループといたしましては、本件を厳粛に受け止め、グループ全体での再発防止と信頼回復に向け、新たに「優越的地位の濫用防止及び適正な取引に関する基本方針」を策定いたしました。現在、当該方針に基づき、グループ一丸となって適正な取引及びコンプライアンス体制の強化に努めております。

株主の皆様をはじめ、お取引先様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 100,987,960株

発行可能種類株式総数

普通株式 100,000,000株

種類株式B 3,000,000株

(注)会社法下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないと解され、当社におきましても発行可能種類株式総数と一致いたしません。

(2) 発行済株式の総数

普通株式 71,113,460株（自己株式2,094,316株を含む）

種類株式B 2,886,000株

(3) 株主数

普通株式 13,255名（前期末比 1,260名増）

種類株式B 1名

(4) 大株主（上位10名）

普通株式

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
サンリン株式会社	6,369,426株	9.23%
高沢産業株式会社	5,095,540	7.38
キッセイ薬品工業株式会社	4,000,000	5.80
鈴与株式会社	3,184,710	4.61
ホクト株式会社	3,052,800	4.42
株式会社八十二長野銀行	2,951,814	4.28
八十二キャピタル株式会社	2,950,000	4.27
昭和商事株式会社	2,928,000	4.24
株式会社日本アクセス	2,000,000	2.90
株式会社高見澤	1,940,000	2.81

(注) 1. 当社は自己株式を2,094,316株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式（2,094,316株）を控除して計算しております。

3. 株式会社八十二銀行は2026年1月1日付で株式会社長野銀行と合併し、株式会社八十二長野銀行となりました。

## 種類株式B

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	2,886,000 株	100.00 %

(注) 1. 当社は種類株式Bについて、自己株式は保有していません。

2. 株式会社八十二銀行は2026年1月1日付けで株式会社長野銀行と合併し、株式会社八十二長野銀行となりましたが、2026年3月31日時点の当社種類株式Bの株主名簿上の株主名は、株式会社八十二銀行となっております。

### (5) 当社が保有する株式に関する事項

#### ①政策保有に関する方針

当社は、配当、キャピタルゲインの獲得以外に相手企業との関係・提携強化を図る目的で、いわゆる政策保有株式を保有しております。今後、当該株式の保有又は処分の要否は、取引関係の強化によって得られる当社グループの便益と資本コスト等を勘案する等、毎年、保有の合理性について取締役会において検証を行い、保有の意義が希薄と認められる政策保有株式については、遅滞なく処分・縮減する方針です。

#### ②政策保有株式の議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の価値向上に資すると判断するものであれば議案に賛成し、価値を毀損すると判断するものであれば反対することとし、そのように対応しております。

#### ③自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2026年2月13日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、2,094,100株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.9%）の自己株式を総額523,525千円で取得いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	佐 藤 裕 一	経営全般、監査部、株式会社デリシア取締役、長野エフエム放送株式会社取締役
常 務 取 締 役	伊 藤 篤	シェアード財務経理部、総務人事部、ガバナンス推進室、アルピコ交通株式会社取締役、松電事業協同組合理事
取 締 役	今 村 正 平	経営企画部、ICT推進室、インバウンド&マーケティング推進室、アルピコリゾート&ライフ株式会社取締役、アルピコホテルズ株式会社取締役
取 締 役	萩 原 清	
取 締 役	小 林 史 成	アルピコ交通株式会社代表取締役社長、松電事業協同組合代表理事
取 締 役	三 輪 裕 彦	アルピコリゾート&ライフ株式会社取締役会長
取 締 役	野 村 幸 一 郎	アルピコ保険リース株式会社代表取締役社長
取 締 役	赤 廣 三 郎	
取 締 役	堀 越 倫 世	株式会社アビト・コンサルツ代表取締役社長、アスター税理士法人代表社員税理士
常 勤 監 査 役	塚 田 進	株式会社デリシア監査役、アルピコ長野トラベル株式会社監査役、株式会社マックドラッグ監査役
常 勤 監 査 役	吉 澤 途 洋	アルピコタクシー株式会社監査役、アルピコホテルズ株式会社監査役
監 査 役	林 一 樹	林一樹法律事務所代表弁護士
監 査 役	内 川 小 百 合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校校長・理事長、キッセイ薬品工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役赤廣三郎氏及び堀越倫世氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役林一樹氏及び内川小百合氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役塚田進氏、吉澤途洋氏、内川小百合氏は、次のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役塚田進氏は、長年管理部門にて経験を積み企業経営に関与しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役吉澤途洋氏は、長年管理部門にて経験を積み企業経営に関与しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・監査役内川小百合氏は、長年学校法人経営に関与しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役林一樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 社外役員の重要な兼職先との関係につきましては、下記「(4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。  
 6. 当社は、取締役赤廣三郎氏及び堀越倫世氏、監査役林一樹氏及び内川小百合氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 7. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。  
 執行役員 白川 賢一 総務人事部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び連結子会社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新をしております。なお、当該保険契約では、当社及び当社の連結子会社が当該役員に対して損害賠償請求を迫る場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3名)	133,683千円 (6,750千円)	120,518千円 (6,000千円)	740千円 (-)	12,425千円 (750千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	24,975千円 (6,750千円)	22,200千円 (6,000千円)	- (-)	2,775千円 (750千円)
合 計	15名	158,658千円	142,718千円	740千円	15,200千円

- (注)1. 取締役の金銭報酬額は2019年6月26日開催の第11期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役2名）であります。
2. 監査役の金銭報酬額は2019年6月26日開催の第11期定時株主総会において年額4,000万円以内（うち社外監査役分は年額1,500万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
3. 上記退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役12,425千円（うち社外取締役750千円）、監査役2,775千円（うち社外監査役750千円））が含まれております。

### ② 役員報酬の決定方針等

#### 1. 役員報酬の基本方針

当社は、取締役会の決議により、アルピコグループ役員報酬ガイドラインを定めており、「役員報酬に連動させるための業績評価制度を明確化し、コーポレートガバナンスの強化と、インセンティブの向上を図ること」「着実な債務圧縮を推進していくため適正なコスト水準を堅持しつつ、信州ブランドのリーダーとして信頼される企業に相応しい最低限の水準を確保すること」等を目的としております。

#### 2. 報酬構成

報酬構成は以下のとおりであります。

短期の業績目標達成及び株主価値との連動性を持たせ、中長期企業価値向上への意欲を高めるため、取締役の報酬は、基本報酬である月額報酬と業績連動報酬等である賞与の2つで構成します。

月額報酬は、固定部分と変動部分(注)で構成し、変動部分の業績評価指標は、定量評価（営業損益、経営安全率、労働生産性、フリーキャッシュフロー）、定性評価（単年度施策、中長期的戦略課題への取組等）とし、月

額報酬の±7%～±16%の範囲で変動します。また、賞与の業績評価指標は、業績向上に対する意識を高めるため連結営業利益とし、支給額は目標達成時を既定基準額の100%とし、0%～100%の範囲で変動します。なお、当事業年度における連結営業利益は予想値が3,600百万円で、実績値が3,914百万円であります。

### 3. 決定手続

取締役会は、経営全般を担当する代表取締役社長佐藤裕一に対し、各取締役の報酬額、賞与配分の決定並びに支給額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案し、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、委任された権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、アルピコグループ役員報酬ガイドラインを定めており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額及び賞与支給額が決定されていることから、取締役会はその妥当性等について適正と判断しております。

なお、監査役報酬については監査役の協議により決定することとしております。

(注)社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループの経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の職務の執行を監査するという役割を担うことから社外取締役及び監査役には、固定部分のみを支給します。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役堀越倫世氏は、株式会社アビト・コンサルツの代表取締役社長、アスター税理士法人の代表社員税理士であり、株式会社アビト・コンサルツ、アスター税理士法人と当社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役林一樹氏は、林一樹法律事務所の代表弁護士であり、林一樹法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役内川小百合氏は、学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校の校長・理事長、キッセイ薬品工業株式会社の社外取締役であり、学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校、キッセイ薬品工業株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役赤廣三郎氏は、取締役会18回のうち18回に出席し、必要に応じ松本市の観光行政に携わった豊富な経験と、松本商工会議所専務理事としての経験からの発言に加え、指名委員会（任意）の委員長を担うこと等によって、経営全般及び取締役を監督する機能を果たしております。
- ・取締役堀越倫世氏は、2025年6月25日の取締役就任後に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ税理士の専門的見地からの発言に加え、指名委員会（任意）の委員を担うこと等によって、経営全般及び取締役を監督する機能を果たしております。
- ・監査役林一樹氏は、取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ弁護士の専門的見地から発言を行っております。
- ・監査役内川小百合氏は、取締役会18回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校の校長・理事長としての専門的知識・経験から発言を行っております。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	45,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会にて決議した事項は、以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社の取締役及び使用人が日常の業務執行の行動指針となるべき「アルピコグループコンプライアンス基本方針」の下、コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアルを制定し、コンプライアンスの重視のための基本方針、行動基準、推進体制を明らかにし、取締役及び使用人への周知徹底及び遵守体制を構築します。

イ コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに担当部署へ報告する体制を構築するとともに、使用人が直接報告することを可能とするホットラインを設置し、運用します。

ウ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対処するとともに、不当要求を拒絶し、それら勢力との取引その他一切の関係を持たない体制を整備し、運用します。

エ 業務の適切な実行を確保するため、内部監査の体制を整備し、内部監査の結果を取締役に対し報告するとともに、必要に応じて改善を促します。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ア 取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、文書管理規程に基づき、担当部門において適切に保存及び管理を行います。
- イ 文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存します。
- ウ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができます。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア リスク管理規程に基づき、各部門はその担当分野に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- イ コンプライアンス・リスク管理推進室は、各部門で実施したリスクに関する洗い出し、評価及び管理施策実施の進捗状況をモニタリングします。また、リスク管理に関する教育、研修、指導を行います。
- ウ リスク管理担当取締役は、当社及びアルピコグループ全体の統括責任者として、リスク管理全般に係る事項を所管し、当社及びアルピコグループにおけるリスク管理の遂行状況、発生したリスクへの対応状況その他必要事項を取締役に報告します。
- エ コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する事項を審議、決議する機関とします。
- オ 危機管理緊急対応マニュアルに定める非常事態が発生した場合には、対策本部を設置し、その指示の下、被害（損失）の最小化を図ります。

## ④取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ア 当社は、定例の取締役会を原則として1ヶ月に1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督や、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を行います。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（社外取締役を除く）が出席する経営会議を原則として月3回開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
- イ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

## ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 「アルピコグループコンプライアンス基本方針」に基づきグループ全体にわたるコンプライアンス推進活動を実施し、遵法意識・企業倫理意識をグループ全体に浸透させ、共通の価値観としてこれを共有します。
- イ 関係会社管理規程及び稟議決裁規程等に基づき、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行について、当社の取締役会、経営会議において審議・報告します。
- ウ コンプライアンス・リスク管理推進室は、リスク管理規程に基づき、子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び連携します。
- エ 監査部は、内部監査規程及び内部監査実施要領に基づき、子会社の内部監査を実施し、その監査結果を取締役及び監査役に報告します。
- オ 監査役は、往査を含め子会社の監査を行うとともに、監査に際しては子会社の監査役と連携を図ります。

## ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア 代表取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の職務を補助する使用人を配置します。
- イ 当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施します。

ウ 当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等は、常勤監査役の事前の同意を得ます。

#### ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア 取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生又は発生する恐れがあるときは、監査役に速やかに報告します。

イ 常勤監査役は、取締役会、経営会議の経営の意思決定がなされる重要な会議に出席して、業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じ当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して業務の執行状況その他に関する報告を求めることができます。

ウ 当社は、当社の監査役に報告した者に対して、これを理由とする不利益な取扱いはい行いません。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査役は、会計監査人及び監査部より監査等の報告を定期的に受け、また、取締役及び各部署との情報の共有化に努めます。

イ 監査役は、代表取締役と経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行います。

ウ 監査役の職務執行により生ずる費用は当社が負担します。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ①コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の行動規範である「アルピコグループコンプライアンス基本方針」の下、コンプライアンス規程をはじめとした関連規程の整備、コンプライアンス違反及びハラスメントの通報・相談窓口（ホットライン）の設置・運用、ポスターの掲示、教育啓発活動等を実施しております。

当事業年度のアルピコグループコンプライアンスプログラムは、以下の項目を重点項目として実施しました。

ア 労務管理知識の向上

- ・人事制度の内容に関する理解や労務管理に関する知識の向上と、職場トラブル防止のための研修を実施。

イ 職場のコミュニケーション改善とハラスメント防止

- ・コミュニケーション能力の向上やコミュニケーション活性化のための研修を実施。
- ・ハラスメント抑制の啓蒙。

ウ 団体客の反社チェック実施

- ・団体客の反社チェック環境の構築及び実施。

コンプライアンスプログラムは、期初において当社及び当社グループの年間コンプライアンス施策計画として、コンプライアンス・リスク管理委員会が作成し、取締役会の承認を得ています。その他必要に応じて代表取締役社長、経営会議及び取締役会にコンプライアンスに関する事項を報告しております。

#### ②リスク管理

当社及び各子会社は、リスク管理規程に基づき、期初において各部、各社ごとに対応すべきリスクの洗い出しを行うとともに、その評価及び管理施策を実施し、リスクによる損害や損失の予防及び低減化に努めました。また、各社のリスク改善計画の進捗状況をコンプライアンス・リスク管理推進室にて確認し、課題の共有、改善のためのアドバイスを実施しました。

発生したリスクに関しては、規程、通達に基づき、速やかに代表取締役社長、監査役に報告し、適切に処理す

るとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により定期的に取り締役に報告しております。その他必要に応じリスク管理に関する事項を報告しております。

個人情報を取扱うITシステム、サービスの契約書を確認し、漏洩予防対策を講じたほか、グループ各社においても個人情報を適正に取扱うための対策を実施してまいりました。今後も取扱い状況を確認しながら適正な取扱いのため必要な措置を続けてまいります。

### ③子会社管理

当社は、取締役が子会社の取締役を兼務するとともに、関係会社管理規程及び稟議決裁規程により、子会社が当社に対し協議・承認を求める、又は報告すべき事項を定め、これに従い付議・報告しております。また、監査部は、内部監査規程及び内部監査実施要領に基づき、子会社に対し内部監査を実施しました。監査役は、常勤監査役が一部子会社の監査役を兼務するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、監査を実施しました。

### ④監査役の監査

監査役会において、監査役相互の情報、意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

監査部とは、定期的に意思疎通を図り、監査部の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性の向上を図りました。また、会計監査人とも意思疎通を図り、会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、情報、意見交換を行い、会計に関する監査を行いました。

さらに、監査役、会計監査人、監査部の三者による連携を重視し、三者による会議の開催等、三様監査の実効性の向上に努めました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと位置づけており、将来の事業展開に向けた投資や経営基盤の強化による企業価値の向上を図るとともに、財務体質の強化に努め、安定した配当を維持することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本としており、その決定機関は株主総会であります。なお、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めておりますが、2025年9月30日を基準日とする中間配当につきましては、財務状況等を総合的に勘案した結果、無配といたしました。また、災害や疾病の流行等の不測の事態により株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、定款の定めに従い、取締役会決議により期末配当を行うことができる体制を整えております。

種類株式Bにつきましては、定款の定めに従い、分配可能額の範囲内で、種類株式B 1株当たり払込金額に2.0%の配当年率を乗じて算出された額の剰余金の配当を行います。

自己株式の取得につきましては、取締役会の決議により実施できる旨を定款に定めております。当事業年度におきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、2026年2月に2,094,100株の自己株式を取得いたしました。今後の実施にあたっては、当社の財務状況、業績推移及び株価水準等を勘案し、適切に対応してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化並びに将来の事業展開に向けた投資等に有効活用し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流動資産	14,332,162	流動負債	18,758,007
現金及び預金	5,317,797	買掛金	4,933,932
売掛金	2,974,690	短期借入金	10,000
商品及び製品	2,240,527	1年内返済予定の長期借入金	5,883,513
原材料及び貯蔵品	218,658	リース債務	506,893
分譲土地	1,004,384	未払法人税等	792,466
その他	2,578,588	賞与引当金	632,958
貸倒引当金	△2,484	その他	5,998,241
固定資産	45,849,991	固定負債	25,795,778
有形固定資産	38,510,389	長期借入金	18,260,794
建物及び構築物	22,548,811	リース債務	1,678,584
機械装置及び運搬具	1,538,067	繰延税金負債	69,455
土地	11,125,060	資産除去債務	2,467,666
リース資産	1,805,958	役員退職慰労引当金	277,473
建設仮勘定	945,013	その他	3,041,803
その他	547,478	<b>負債合計</b>	<b>44,553,785</b>
無形固定資産	2,582,484	( 純 資 産 の 部 )	
のれん	1,119	株主資本	15,525,314
その他	2,581,364	資本金	1,304,925
投資その他の資産	4,757,118	資本剰余金	3,892,661
投資有価証券	587,561	利益剰余金	10,851,306
関係会社株式	390,922	自己株式	△523,578
長期貸付金	43,081	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>103,053</b>
繰延税金資産	1,105,666	その他有価証券評価差額金	76,832
その他	2,643,678	繰延ヘッジ損益	26,221
貸倒引当金	△13,791	<b>純資産合計</b>	<b>15,628,368</b>
<b>資産合計</b>	<b>60,182,153</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>60,182,153</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業収益		107,422,042
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	74,420,453	
販売費及び一般管理費	29,087,540	103,507,994
営業利益		3,914,047
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,949	
受取手数料	14,612	
補助金収入	35,885	
その他の	113,197	186,645
営業外費用		
支払利息	409,564	
持分法による投資損失	23,659	
シンジケートローン手数料	71,450	
その他の	37,809	542,484
経常利益		3,558,208
特別利益		
固定資産売却益	10,742	
補助金収入	120,916	131,658
特別損失		
固定資産売却損	48	
固定資産除却損	50,710	
固定資産圧縮損	106,428	
減損損失	213,680	
解体撤去費用	115,315	
その他の	6,810	492,994
税金等調整前当期純利益		3,196,872
法人税、住民税及び事業税	1,032,934	
法人税等調整額	164,959	1,197,894
当期純利益		1,998,978
親会社株主に帰属する当期純利益		1,998,978

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2025年4月1日 残高	1,304,925	3,892,661	9,265,614	△47	14,463,153
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△413,286		△413,286
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,998,978		1,998,978
自己株式の取得				△523,530	△523,530
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,585,692	△523,530	1,062,161
2026年3月31日 残高	1,304,925	3,892,661	10,851,306	△523,578	15,525,314

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
2025年4月1日 残高	36,742	18,297	55,040	14,518,193
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△413,286
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,998,978
自己株式の取得				△523,530
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	40,090	7,923	48,013	48,013
連結会計年度中の変動額合計	40,090	7,923	48,013	1,110,174
2026年3月31日 残高	76,832	26,221	103,053	15,628,368

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,382,028</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,997,626</b>
現 金 及 び 預 金	3,548,291	関 係 会 社 短 期 借 入 金	4,912,198
売 掛 金	47,025	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,875,937
前 払 費 用	117,570	未 払 金	145,384
未 収 入 金	141,888	賞 与 引 当 金	6,295
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	781,739	そ の 他	57,809
立 替 金	7,197	<b>固 定 負 債</b>	<b>18,382,875</b>
1 年 内 回 収 予 定 の 関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,737,996	長 期 借 入 金	18,236,508
そ の 他	319	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	130,762
<b>固 定 資 産</b>	<b>26,570,504</b>	繰 延 税 金 負 債	7,959
有 形 固 定 資 産	28,991	そ の 他	7,644
車 両 運 搬 具	3,785	<b>負 債 合 計</b>	<b>29,380,501</b>
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,022	( 純 資 産 の 部 )	
リ ー ス 資 産	9,562	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,524,632</b>
建 設 仮 勘 定	2,186	資 本 金	1,304,925
そ の 他	434	資 本 剰 余 金	3,984,263
無 形 固 定 資 産	48,224	資 本 準 備 金	2,004,925
ソ フ ト ウ ェ ア	18,884	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,979,338
そ の 他	29,340	利 益 剰 余 金	1,759,022
投 資 そ の 他 の 資 産	26,493,288	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,759,022
投 資 有 価 証 券	276,148	繰 越 利 益 剰 余 金	1,759,022
関 係 会 社 株 式	5,047,403	自 己 株 式	△523,578
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	21,084,244	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>47,399</b>
そ の 他	85,491	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,178
<b>資 産 合 計</b>	<b>35,952,533</b>	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	26,221
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,572,031</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>35,952,533</b>

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社経営指導料	554,045	
関係会社受取配当金	1,642,359	2,196,404
売 上 総 利 益		2,196,404
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
一 般 管 理 費	1,238,688	1,238,688
営 業 利 益		957,716
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	558,007	
そ の 他	18,681	576,689
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	372,817	
シンジケートローン手数料	71,450	
そ の 他	6,609	450,877
経 常 利 益		1,083,528
税 引 前 当 期 純 利 益		1,083,528
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△139,126	
法 人 税 等 調 整 額	△8,995	△148,121
当 期 純 利 益		1,231,650

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年4月1日 残 高	1,304,925	2,004,925	1,979,338	3,984,263	940,658	940,658	△47	6,229,799
事業年度中の 変 動 額								
剰余金の配当					△413,286	△413,286		△413,286
当期純利益					1,231,650	1,231,650		1,231,650
自己株式の取得							△523,530	△523,530
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)								
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	818,363	818,363	△523,530	294,833
2026年3月31日 残 高	1,304,925	2,004,925	1,979,338	3,984,263	1,759,022	1,759,022	△523,578	6,524,632

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計	
2025年4月1日 残 高	24,483	18,297	42,781		6,272,580
事業年度中の 変 動 額					
剰余金の配当					△413,286
当期純利益					1,231,650
自己株式の取得					△523,530
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	△3,305	7,923	4,617		4,617
事業年度中の 変動額合計	△3,305	7,923	4,617		299,451
2026年3月31日 残 高	21,178	26,221	47,399		6,572,031

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

アルピコホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 富 田 哲 也  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鐵 真 人  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルピコホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルピコホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

アルピコホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 富 田 哲 也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鐵 真 人  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルピコホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、常勤監査役、会計監査人、監査部が出席する会議を定期的に開催し、三様監査の実効性の向上に努めました。子会社については、常勤監査役が一部子会社の監査役を兼務するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、事業所を往査、視察しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

アルピコホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 塚 田 進 ㊟  
 常勤監査役 吉 澤 途 洋 ㊟  
 社外監査役 林 一 樹 ㊟  
 社外監査役 内 川 小 百 合 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定配当の継続を基本としておりますが、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、繰越利益剰余金を配当原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

種類株式B 1株につき定款の定めにより金20円、普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は402,815,720円となります。

(種類株式B：57,720,000円、普通株式：345,095,720円)

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につき、事業目的の追加・変更を行うものであります。

また、事業目的の追加・変更に伴い、号数を繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第2条 当社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
（1）～（10） 〈条文省略〉	（1）～（10） 〈現行どおり〉
（11） 広告業、看板業	（11） <u>デザインコンサルティング、Webデザイン</u> 、 <u>広告業</u> 、看板業
（12）～（14） 〈条文省略〉	（12）～（14） 〈現行どおり〉
（15） 不動産の売買、交換、 <u>賃貸の仲介</u> 、代理並びに管理	（15） 不動産の売買、交換、 <u>賃貸借及びその仲介並びに代理</u> 、 <u>管理</u>
（16）～（40） 〈条文省略〉	（16）～（40） 〈現行どおり〉
（41） コピーマシンによる複写、ファックス通信、宅配便等の各種委託取次業 <u>公共料金等の収納代行業</u>	（41） コピーマシンによる複写、ファックス通信、宅配便等の各種委託取次業
〈新設〉	（42） <u>公共料金等の収納代行業</u>
（42） 無人航空機に関する事業	（43） 無人航空機に関する事業
〈新設〉	（44） <u>コンピューターシステムの企画、開発、管理、販売及びコンサルティング</u>
〈新設〉	（45） <u>イベントの企画、運営及び司会</u>
（43） 前各号に付帯または関連する一切の事業	（46） 前各号に付帯または関連する一切の事業

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員9名が任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者は指名委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

さ とう ゆう いち  
佐藤 裕 一

再任

生年月日

1960年6月11日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (19,791株)

在任年数

5年(通算)

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1984年4月 株式会社八十二銀行(現株式会社八十二長野銀行) 入行  
2003年6月 同行富士見支店長  
2005年6月 同行川中島支店長  
2006年7月 同行融資部付外向  
松本電気鉄道株式会社(現アルピコ交通株式会社) 経営企画室長  
2008年6月 当社取締役  
2009年6月 株式会社八十二銀行リスク統括部長  
2011年6月 同行企画部長  
2013年6月 同行執行役員飯田エリア飯田支店長  
2015年6月 同行常務執行役員東京営業部長  
2017年6月 同行常務執行役員本店営業部長  
2018年6月 同行常務取締役  
2022年6月 当社代表取締役社長(現任)  
2022年6月 アルピコ交通株式会社取締役  
2022年6月 アルピコホテルズ株式会社取締役  
2023年3月 アルピコ長野トラベル株式会社取締役  
2024年6月 長野エフエム放送株式会社取締役(現任)  
2025年6月 株式会社デリシア取締役

#### 取締役候補者とした理由

佐藤裕一氏は、金融機関における長年の経験と実績、財務等に関する幅広い知識を有しており、その後当社の代表取締役として当社グループ全体の経営に関与し、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力と企業経営者としての経験を当社に活かしていただきたく、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2

いとう あつし  
伊藤 篤

再任

生年月日

1963年7月4日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (1,692株)

在任年数

2年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 株式会社八十二銀行（現株式会社八十二長野銀行）入行  
2009年5月 同行豊野支店長  
2012年2月 同行諏訪副支店長  
2014年6月 同行長野支店長  
2017年6月 アルピコタクシー株式会社常務取締役  
2020年4月 アルピコタクシー株式会社代表取締役社長  
2021年5月 松電事業協同組合理事（現任）  
2023年4月 当社ガバナンス本部長  
2023年6月 アルピコ保険リース株式会社取締役  
2023年8月 当社執行役員  
2023年12月 株式会社デリシア取締役  
2024年6月 当社取締役  
2025年4月 当社常務取締役（現任）  
2025年6月 アルピコ交通株式会社取締役  
2026年4月 株式会社デリシア取締役（現任）  
2026年4月 株式会社マックドラッグ取締役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

伊藤篤氏は、金融機関における長年の経験と実績、財務等に関する幅広い知識を有しており、その後当社グループ会社において代表取締役として経営に関与し、また当社の執行役員、取締役として企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力と企業経営に関与した経験を当社に活かしていただきたく、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 3

いまむら しょうへい  
今村 正平

再任

生年月日

1972年8月2日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (2,822株)

在任年数

2年

取締役会出席状況

18/18回

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1996年4月 松本電気鉄道株式会社（現アルピコ交通株式会社）入社  
2007年6月 同社経営企画室企画グループ課長  
2008年5月 当社出向総務人事部課長  
2011年7月 アルピコ交通株式会社人事部長  
2014年6月 同社執行役員長野支社長  
2017年6月 同社執行役員営業本部長兼高速バス営業部長  
2018年6月 同社取締役管理本部長兼経営企画室長  
2019年6月 同社取締役管理本部長  
2023年4月 同社取締役関連事業本部長兼サービスエリア事業部長  
2024年6月 当社取締役（現任）  
2024年6月 アルピコリゾート&ライフ株式会社取締役  
2025年4月 アルピコホテルズ株式会社取締役（現任）  
2026年5月 株式会社ハーベスト代表取締役社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

今村正平氏は、当社及び当社グループ会社において、実務から経営に至るまで関与し、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力と企業経営者としての経験を当社に活かしていただきたく、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

こ ばやし ふみ しげ  
小林 史成

再任

生年月日  
1966年10月28日

所有する当社株式の種類及び数  
普通株式 ー (4,480株)

在任年数  
11年

取締役会出席状況  
18/18回

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年3月 松本電気鉄道株式会社（現アルピコ交通株式会社）入社  
2008年5月 当社出向構造改革部長  
2009年6月 当社出向経営企画部長  
2011年6月 アルピコ交通株式会社取締役  
2013年6月 同社常務取締役  
2013年9月 アルピコ観光サービス株式会社（現アルピコ長野トラベル株式会社）代表取締役社長  
2015年6月 東洋観光事業株式会社（現アルピコリゾート&ライフ株式会社）代表取締役社長  
2015年6月 当社取締役（現任）  
2021年3月 アルピコ交通株式会社代表取締役社長（現任）  
2021年5月 松電事業協同組合代表理事（現任）

#### 取締役候補者とした理由

小林史成氏は、当社及び当社グループ会社において、実務から経営に至るまで関与し、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力と企業経営者としての経験を当社に活かしていただきたく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

の むら こう いち ろう  
野村 幸一郎

再任

生年月日  
1962年4月12日

所有する当社株式の種類及び数  
普通株式 ー (2,278株)

在任年数  
2年

取締役会出席状況  
18/18回

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社  
2010年4月 同社中部業務部部长  
2011年4月 同社札幌支店支店長  
2013年7月 同社本店営業第三部部长  
2014年4月 同社企業営業第八部部长  
2016年4月 同社理事横浜中央支店支店長  
2018年4月 同社横浜中央支店支店長  
2019年4月 アルピコ保険リース株式会社出向  
2019年5月 同社取締役  
2020年5月 同社代表取締役社長（現任）  
2024年6月 当社取締役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

野村幸一郎氏は、損害保険企業において、実務から経営にいたるまで関与し、その後当社グループ会社において代表取締役として経営に関与し、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力と企業経営者としての経験を当社に活かしていただきたく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

あ こう さが ろう  
赤 廣 三 郎

再任

社外

独立

生年月日

1953年1月1日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (一)

在任年数

3年

取締役会出席状況

18/18回

候補者番号 7

ほり こし みち よ  
堀 越 倫 世

再任

社外

独立

生年月日

1955年11月28日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (一)

在任年数

1年

取締役会出席状況

14/14回

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1971年4月 松本市役所入所  
2002年4月 同所国際音楽祭推進課課長サイトウ・キネン・フェスティバル松本実行委員会事務局長  
2003年11月 同所観光戦略本部本部長  
2009年4月 同所商工観光部部长  
2012年4月 松本観光コンベンション協会専務理事  
2019年11月 松本商工会議所専務理事  
2023年6月 当社社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤廣三郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年に亘り松本市の観光行政に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、松本商工会議所専務理事としての経験と高い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言いただきたく、引き続き社外取締役候補者となりました。

#### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年3月 税理士登録  
1981年3月 堀越倫世税理士事務所所長  
2001年1月 長野家庭裁判所調停委員（現任）  
2002年10月 長野簡易裁判所調停委員（現任）  
2007年2月 株式会社アビト・コンサルツ代表取締役社長（現任）  
2008年4月 長野県弁護士会懲戒委員（現任）  
2009年4月 関東信越税理士会長野支部支部長  
2011年4月 関東信越税理士会長野支部連合会副会長  
2020年4月 長野県収用委員会委員（現任）  
2023年5月 長野県経営者協会副会長（現任）  
2024年10月 アスター税理士法人代表社員税理士（現任）  
2025年6月 当社社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀越倫世氏は、長年に亘り税理士事務所所長を務め税理士として、また、不動産管理や情報処理サービスを業とする会社及び税理士法人を設立し代表社員税理士に就任し税理士法人の経営者として、豊富な知識と経験、幅広い見識を有しております。その豊富な知識と経験、幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言いただきたく、引き続き社外取締役候補者となりました。

(注)堀越倫世氏の取締役会出席状況は、2025年6月25日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 赤廣三郎氏及び堀越倫世氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 佐藤裕一氏、伊藤篤氏、今村正平氏、小林史成氏、野村幸一郎氏、赤廣三郎氏及び堀越倫世氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は招集ご通知の13頁「4. 会社役員の状況(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
  4. 赤廣三郎氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。
  5. 堀越倫世氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。
  6. 赤廣三郎氏及び堀越倫世氏は、当社の親会社等の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の親会社等の業務執行者又は役員であったことはありません。
  7. 赤廣三郎氏及び堀越倫世氏は、当社又は当社の特定関係事業者（主要な取引先）から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
  8. 当社と赤廣三郎氏及び堀越倫世氏の間では会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、招集ご通知の14頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
  10. 当社は、赤廣三郎氏及び堀越倫世氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
  11. 「所有する当社株式の種類及び数」の欄は、2026年3月31日現在の各候補者の所有株式数を記載しております。また、アルピコグループ役員持株会における本人の持分（1株未満切捨て）を（ ）内に外数で記載しております。なお、各候補者は当社が発行する種類株式Bを所有しておりません。

## <ご参考> 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。なお、役職は本株主総会後に開催される取締役会において正式に決定いたします。

氏名	役職(予定)	性別	特に期待する分野 ※									
			企業経営	当社グループ事業・業界経験	ブランド戦略・マーケティング・新規事業	ESG・サステナビリティ	法務・コンプライアンス	労務・人材開発	財務・会計	ICT・DX	行政	
佐藤 裕一	代表取締役社長	男性	●						●		●	
伊藤 篤	常務取締役	男性		●				●		●		
今村 正平	取締役	男性			●				●		●	
小林 史成	取締役	男性		●						●		●
野村 幸一郎	取締役	男性	●				●		●			
赤廣 三郎	社外取締役	男性			●		●					●
堀越 倫世	社外取締役	女性	●					●		●		

※各取締役の有するスキルのうち、主なもの最大3つに●印を付けております。

## スキル・マトリックス各項目の選定理由

項目	選定理由
企業経営	経営戦略の策定及び執行において、企業経営に関する深い知識と豊富な経験が不可欠であるため。
当社グループ事業・業界経験	持続的な企業価値向上には、当社グループの事業内容及び業界に関する知識と経験が必要であるため。
ブランド戦略・マーケティング・新規事業	当社グループの競争優位性を確立し、持続的な成長を実現するには、ブランド戦略・マーケティング・新規事業開発に関する専門知識・経験が必要であるため。
ESG・サステナビリティ	事業環境が変化の中で持続的な成長をするには、環境・社会課題の解決やサステナビリティ経営に関する深い知識と経験が必要であるため。
法務・コンプライアンス	実効性の高いガバナンス体制を構築し、健全な経営を担保するには、法務・コンプライアンスに関する高度な知識と経験が必要であるため。
労務・人材開発	経営基盤である人的資本の価値を最大化し、組織活性化を推進するには、労務・人材開発に関する知識と経験が必要であるため。
財務・会計	正確な財務報告と健全な財務基盤の構築、資本効率を意識した成長投資と株主還元の実現するには、財務・会計に関する専門知識と経験が必要であるため。
ICT・DX	業務効率化の推進には、ICT(情報通信技術)やDX(デジタルトランスフォーメーション)に関する広範な知識と経験が必要であるため。
行政	地域社会との共存共栄を図り円滑な事業運営を行うには、行政への届出・手続や官公庁との連携等に関する知識・経験が必要であるため。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役塚田進氏が辞任により退任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者三輪裕彦氏は、監査役塚田進氏の任期を引き継ぐ補欠監査役として選任をお願いするものであります。本議案において選任についてご承認をいただいた場合の任期は、定款の定めにより、退任監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

み わ ひろ ひこ  
三 輪 裕 彦

新任

生年月日

1966年12月28日

所有する当社株式の種類及び数

普通株式 ー (4,480株)

在任年数

ー

#### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1991年4月	日本アジア投資株式会社入社
2009年7月	株式会社Siti入社
2012年1月	当社経営企画副部長
2013年4月	当社経営企画部長
2015年6月	当社執行役員経営企画部長
2016年6月	東洋観光事業株式会社（現アルピコリゾート&ライフ株式会社）取締役
2017年6月	アルピコタクシー株式会社取締役
2017年10月	アルプス交通株式会社（現アルピコタクシー株式会社）取締役
2018年6月	当社取締役経営企画部長
2021年6月	当社取締役ICT推進室長
2022年4月	アルピコリゾート&ライフ株式会社代表取締役社長
2022年4月	アルピコ蓼科高原リゾート株式会社代表取締役社長
2022年6月	当社取締役事業開発及び構造改革担当
2023年4月	当社取締役（現任）
2024年6月	アルピコリゾート&ライフ株式会社取締役会長

#### 監査役候補者とした理由

三輪裕彦氏は、長年投資企業において、実務から経営に至るまで関与し、その後当社の経営企画部門及び当社グループ会社において代表取締役として経営に関与し、企業価値の向上に貢献しております。その経験と知見を活かすことで、当社の監査業務への貢献が期待できることから監査役候補者としていたしました。

(注)1. 三輪裕彦氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 三輪裕彦氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、招集ご通知の14頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
4. 「所有する当社株式の種類及び数」の欄は、2026年3月31日現在の候補者の所有株式数を記載しております。また、アルピコグループ役員持株会における本人の持分（1株未満切捨て）を（ ）内に外数で記載しております。なお、三輪裕彦氏は当社が発行する種類株式Bを所有していません。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役の金銭報酬額は、2019年6月26日開催の第11期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）と決議いただいております。今般当社は、取締役の報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬枠を設けることといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額70百万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せず当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものとしたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものとしたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年280,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとしたします。また、普通株式の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしたします。なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。また、当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員、子会社の取締役及び執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

### 【本割当契約の概要】

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割当てを受けた日から当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲

渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、また、取締役会は代表取締役社長に対して当社において予め取締役会で定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に沿って各取締役の報酬額の決定を委任しておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。なお、当社の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針は招集ご通知の14頁から15頁に記載のとおりであります。

## 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任される萩原清氏、三輪裕彦氏並びに監査役を辞任により退任される塚田進氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、萩原清氏及び三輪裕彦氏については取締役会に、塚田進氏については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本贈呈は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた役員報酬の決定方針及び社内規程に沿って、代表取締役社長に決定を委任しており、相当であると判断しております。当社の役員報酬の決定方針は招集ご通知の14頁から15頁に記載のとおりであります。

退任される取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はぎ わら きよし 萩 原 清	2018年6月 当社取締役（現任）
み お ひろ ひこ 三 輪 裕 彦	2018年6月 当社取締役（現任）
つか だ すずむ 塚 田 進	2022年6月 当社監査役（現任）

また、当社は2026年5月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、**第5号議案**「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、**第3号議案**「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役7名及び在任中の監査役3名に対し、それぞれの就任時から本株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

本議案の内容は、**第5号議案**「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打切り支給を行うことは相当であると判断しております。

なお、支給の時期は、取締役又は監査役のそれぞれの退任時期とし、その具体的な金額及び方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さ とう ゆう いち 佐 藤 裕 一	2008年6月 当社取締役 2022年6月 当社代表取締役（現任）
い とう あつし 伊 藤 篤	2024年6月 当社取締役 2025年4月 当社常務取締役（現任）
いま むら しょう へい 今 村 正 平	2024年6月 当社取締役（現任）

氏 名	略 歴
こ ばやし ふみ しげ 小 林 史 成	2015年 6 月 当社取締役（現任）
の むら こういちろう 野 村 幸一郎	2024年 6 月 当社取締役（現任）
あ こう さぶ ろう 赤 廣 三 郎	2023年 6 月 当社社外取締役（現任）
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	2025年 6 月 当社社外取締役（現任）
よし ざわ みち ひろ 吉 澤 途 洋	2023年 6 月 当社監査役（現任）
はやし かず き 林 一 樹	2011年 6 月 当社社外監査役（現任）
うち かわ き ゆり 内 川 小百合	2023年 6 月 当社社外監査役（現任）

以上

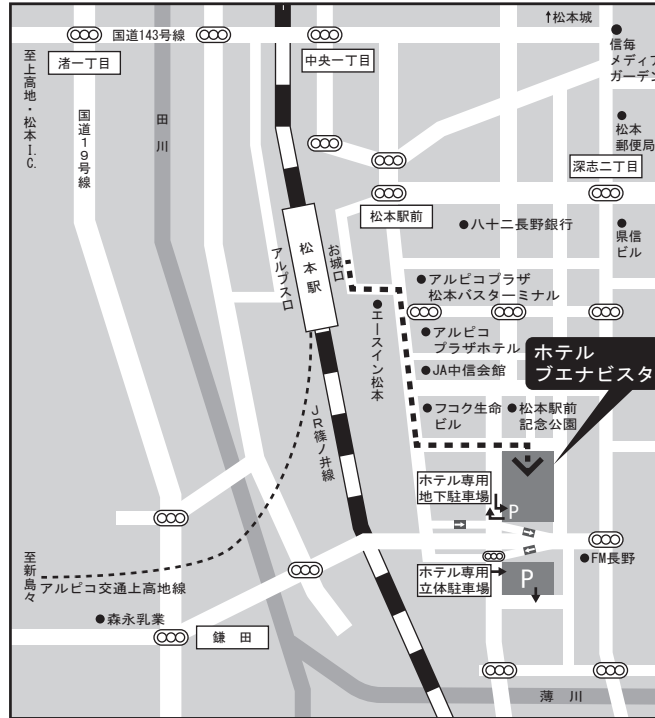
# 第18期定時株主総会会場ご案内図

日時

2026年6月24日（水曜日）午後1時30分  
（受付開始：午後0時30分）

会場

長野県松本市本庄一丁目2番1号  
ホテルブエナビスタ 3階「グランデ」 （電話番号：0263-37-0111）



J R ・アルピコ交通松本駅お城口から徒歩7分



松本バスターミナルから徒歩5分



長野自動車道松本 I . C . から約20分



信州まつもと空港からバスで約25分

※ホテル専用駐車場ご利用の折には「駐車券」が発行されますので、お手数ですがフロントまでお持ちください。（会場の駐車台数には限りがございます。なるべく公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

